

# 令和3年度 推薦入学に係る校内推薦選考の基準

那覇市立石田中学校

## 1 方針

- (1) 沖縄県立学校入学者選抜実施要項の出願資格を満たしている生徒を受け付ける。
- (2) 校内推薦選考委員会で、下記の(1)～(8)の条件を総合的に勘案して学校長が推薦する。

## 2 推薦基準 -3年間の状況を総合的に勘案し、判定する-

- (1) その学科を志望する目的意識が明瞭である生徒。
- (2) 服装・身なりが常に整っており、その他学校のきまり等を主体的に守っている生徒。
- (3) 出席状況が良好な生徒。
  - ア 無届けの欠席がない生徒。
  - イ 無届けの欠課がない生徒(保健室・通院・その他明確な理由を有すること)。
  - ウ 朝の遅刻については、各学年で3回程度とする。
  - エ 授業の遅刻については、各学年で3回程度とする。
- (4) 係活動、当番活動等の役割を理解し、自覚を持ち、その責任を果たしている生徒。
- (5) 全教科において授業態度が良好で、向上心を持ち努力している生徒。
- (6) その他の活動(例:部活動、奉仕活動等)を積極的に行い、学校生活のあらゆる教育活動において模範的な生徒。
- (7) 原則として、3年間の評定に「1」のない生徒。
- (8) 推薦基準【なお(3)と(7)は除く】において、明確に改善が見られ、他の生徒の模範と判断される場合においては、考慮することもある。

## 3 選考の方法

- (1) 校内推薦選考委員会では、1学期(10月)の成績で判定する。
- (2) 学習成績や出席状況の基準を具体的な数値で示す高校もあるため、その場合は校内においても、それに準じて判定する場合もある。
- (3) 調査書に記載する学習成績は、県教育委員会から示されているとおり、12月までの学習状況で評価及び評定したものとする。
- (4) 私立及びその他国公立への推薦入学志願の場合も、原則として、この基準を適用する。また、県立高校の特別枠への推薦入学志願の場合も同様の取扱いとする。
- (5) 校内推薦内定の生徒は、誓約書の内容を確認し、学校長へ提出すること。

## 4 推薦合格内定後の取り決め

- (1) 推薦合格内定後において、推薦基準より逸脱する言動及び行動等があった場合は、志願先高校と調整の上、内定を取り消す場合もあり得る。
- (2) 3年間目標を持って、粘り強く高校生活を送る意志があること。